官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七二）　一
〔法規的告示〕
○事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示（財務・経済産業一〇）　二
〔その他告示〕
○ベース・レジストリの指定について（令和五年デジタル庁告示第十二号）を廃止する件（デジタル庁八）　三
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二五一）　四
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一〇五）　四
○円借款の供与に関する日本国政府とウクライナ政府との間の書簡の交換に関する件（外務二五二）　四
○スレイマニア博物館における展示、保存及び修復のための機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五三）　四
○緊急復旧計画のための贈与に関する日本国政府とパレスチナ解放機構との間の書簡の交換に関する件（同二五四）　四
○保安林の指定を解除する件（農林水産一〇四八～一〇五三）　五
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一五八～一六二）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局七六、七七）　七
○都市計画に関する件（北海道開発局六三）　七
〔国会事項〕
内閣　七
〔人事異動〕
官庁事項　七
〔皇室事項〕
指定流通機構の主たる事務所の所在地の変更について（国土交通省）　七
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　七
国家試験
令和七年度旅行業務取扱管理者試験の公示（観光庁）　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁　八
財団、有権者申出方関係　八
裁判所　八
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　三

省令

○厚生労働省令第七十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十四条（同法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月二日

厚生労働大臣　福岡　資麿

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第十九（第六十六条の七関係） 一～四　（略） 五　その他 イ　（略） ロ　令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態で飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であつて、令第三十四条の二第二号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。別表第二十第一号イ⑴において同じ。）をする場合にあつては、イの規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。 ⑴～⑷　（略） ハ　令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第二十第一号イにおいて同じ。）にあつては、第三号ニ、リ、ヲ及びタの基準を適用しない。	別表第十九（第六十六条の七関係） 一～四　（略） 五　その他 イ　（略） ロ　令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態で飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。別表第二十第一号⑴において同じ。）をする場合にあつては、イの規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。 ⑴～⑷　（略） ハ　令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合にあつては、第三号ニ、リ、ヲ及びタの基準を適用しない。

ニ　令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、第三号チ、リ、ヲ、ワ、タ及びレ並びに前号トの基準を適用しない。

ホ～ト　（略）

別表第二十（第六十六条の七関係）

一　令第三十五条第一号に規定する飲食店営業

イ　自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1)～(3)　（略）

ロ　従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1)　施設（全自動調理機を含む。(2)及び(6)において同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。

(2)　施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。

(3)　全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

(4)　全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。

(5)　全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。

(6)　施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

二～三十　（略）

（新設）

二～へ　（略）

別表第二十（第六十六条の七関係）

一　令第三十五条第一号に規定する飲食店営業

自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1)～(3)　（略）

（新設）

二～三十　（略）

法規的告示

○財務省・経済産業省告示第十号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月二日

財務大臣　加藤　勝信

経済産業大臣　武藤　容治

事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示

事業再編の実施に関する指針（平成二十六年財務省・経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
六　その他事業再編に関する重要事項 イ～ニ　［略］ ホ　事業者が事業再編又は特別事業再編を実施するに当たり、法第三十一条第一項の規定による会社法第三百九条第二項、第四百五十九条第一項及び第四百六十条第一項の規定の適用についての特例措置並びに法第三十一条第二項の規定による特例措置を受けようとする場合 事業者は、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項又は三の特別事業再編による生産性の向上及び財務内容の健全性の向上並びに四の需要の開拓に関する目標の設定に関する事項に定める目標等の必要な要件に加え、特定剰余金配当に係る会社法第四百五十四条第一項の規定による決定に係る株主総会又は取締役会の決議において金融商品取引所が特定剰余金配当株式等をその売買のため上場することを承認したことを当該特定剰余金配当がその効力を生ずることの条件	六　その他事業再編に関する重要事項 イ～ニ　［略］ ホ　事業者が事業再編又は特別事業再編を実施するに当たり、法第三十一条第一項の規定による会社法第三百九条第二項、第四百五十九条第一項及び第四百六十条第一項の規定の適用についての特例措置並びに法第三十一条第二項の規定による特例措置を受けようとする場合 事業者は、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項又は三の特別事業再編による生産性の向上及び財務内容の健全性の向上並びに四の需要の開拓に関する目標の設定に関する事項に定める目標等の必要な要件に加え、特定剰余金配当に係る会社法第四百五十四条第一項の規定による決定に係る株主総会又は取締役会の決議において金融商品取引所が特定剰余金配当株式等をその売買のため上場することを承認したことを当該特定剰余金配当がその効力を生ずることの条件

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十四条の規定により基準を定める都道府県は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の別表第十九及び別表第二十の基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めることができる。

とする場合その他の特定剰余金配当の効力が生ずる日の前日までに、又は当該効力が生ずる日後遅滞なく、特定剰余金配当株式等が金融商品取引所に上場されることが予定されている場合（当該事業者の株主が特定剰余金配当により交付を受ける特定剰余金配当株式等の売却をすることが困難な場合を除く。）に限り、法第三十一条第一項の規定による会社法第三百九条第二項、第四百五十九条第一項及び第四百六十条第一項の規定の適用についての特例措置並びに法第三十一条第二項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画又は特別事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けることができるものとする。

附　則

この告示は、令和七年七月二日から施行する。

その他告示

○デジタル庁告示第八号

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項第十四号の規定に基づき、ベース・レジストリの指定について（令和五年デジタル庁告示第十二号）は、廃止する。

令和七年七月二日　内閣総理大臣　石破　茂

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○総務省告示第二百五十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年七月二日　総務大臣　村上誠一郎

一　名　　称　豪州（ジャービスベイ）における実動訓練参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年七月三日から令和七年八月四日まで
三　派遣人数（概数）　六十人程度
四　派　遣　地　域　オーストラリア連邦

○法務省告示第百五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年七月二日

法務大臣　鈴木　馨祐

那覇地方法務局所属　　中里　直人

○外務省告示第二百五十二号

令和七年四月十八日にキーウで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がウクライナ政府との間に行われた。

この交換公文は、令和七年五月十三日に効力を生じた。

令和七年七月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ウクライナの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とウクライナ政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　四千七百十九億円（四七一、九〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ウクライナの予算上の必要性に対処し、並びにウクライナによる復興及び開発を促進する事業計画（以下「計画」という。）を支援することを目的として、ウクライナ融資協力メカニズムにより支援されるウクライナのための特別収益前倒し融資の一環として、ウクライナの強化に投資するための財源の円滑化に係る金融仲介基金（以下「基金」という。）及び基金の実施機関（以下「実施機関」という。）を通じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ウクライナ政府に供与されることになる。

2 (1)　借款は、ＪＩＣＡとウクライナ（財務大臣によって代表される。）との間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、〇年の据置期間の後三十年とする。

(b)　年間の利子率は、適用可能な東京リスク・フリー・レートであって六箇月間の貸出しに適用されるものに年〇・九パーセントを加えたものとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、(b)に規定する利子率が〇・一パーセントよりも低い場合には、利子率は、年〇・一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日から二千二十七年十二月三十一日までとする。

(2)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3 (1)　借款は、ウクライナ政府の権限のある当局が既に行った支出又は将来行う支出を対象として使用に供される。

(2)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ウクライナ政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達が、ウクライナと実施機関との間の合意に定める調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続が適用できない場合又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

5　ウクライナ政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　ウクライナ政府は、2(1)に規定する借款契約に定める借款の元本の償還並びに利子及び他の課徴金の支払について責任を負う。

7 (1)　ＪＩＣＡは、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してウクライナにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除される。

(2)　ウクライナと実施機関との間の案件の実施に係る合意に定める関連する免税規定は、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社及び借款の実施に従事する日本国民である被用者に適用される。

8　ウクライナ政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する目的のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、借款の実施に従事する者及びウクライナの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

9　ウクライナ政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　借款の使用及び借款の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びウクライナ政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要とされる国内手続を完了した旨のウクライナ政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年四月十八日にキーウで

ウクライナ駐在

日本国特命全権大使　中込正志　閣下

ウクライナ

財務大臣　セルヒー・マルチェンコ

（ウクライナ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、ウクライナ政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要とされる国内手続を完了した旨のウクライナ政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年四月十八日にキーウで

ウクライナ

財務大臣　セルヒー・マルチェンコ

ウクライナ駐在

日本国特命全権大使　中込正志閣下

○外務省告示第二百五十三号

令和七年三月二十五日にバグダッドで、スレイマニア博物館における展示、保存及び修復のための機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がイラク共和国政府との間に行われた。

令和七年七月二日

外務大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

1　協力の目的及び内容　スレイマニア博物館における展示、保存及び修復のための機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　一億千六百二十万円

3　贈与の供与期限　令和十一年一月三十一日

4　署名者

日本側　遠藤彰在イラク大使

イラク側　ファード・フセイン副首相兼外務大臣

○外務省告示第二百五十四号

令和七年二月十七日にラマッラで、緊急復旧計画のための贈与に関する次の書簡の交換がパレスチナ解放機構との間に行われた。

令和七年七月二日

外務大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百九十五年九月二十八日にワシントンで署名された西岸及びガザ地域に関するイスラエルとパレスチナとの間の暫定合意（以下「暫定合意」という。）に言及するとともに、日本国政府の代表者と暫定合意に基づいて設立されたパレスチナ暫定自治政府（以下「パレスチナ自治政府」という。）のために暫定合意に従って行動するパレスチナ解放機構（以下「ＰＬＯ」という。）の代表者との間で、日本人とパレスチナ人との間の友好協力関係を強化することを目的として行われる日本国の経済協力に関して最近行われた討議に言及する光栄を有します。本使は、更に、前記の討議の結果として日本国政府に代わって次の了解を提案する光栄を有します。

1　ＰＬＯは、パレスチナ自治政府を通じて、パレスチナ自治政府行政機関がこの了解の規定に従うことを確保する。

2　(1)　日本国政府は、パレスチナ自治政府による緊急復旧計画（以下「計画」という。）の実施に寄与することを目的として、パレスチナ自治政府行政機関に対し、日本国の関係法令及び予算に従って、十八億五千二万円（一、八五〇、〇二〇、〇〇〇円）の贈与（以下「贈与」という。）が行われることを決定した。

(2)　贈与は、パレスチナ自治政府行政機関又はその指定する当局と独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）との間の贈与契約（以下「贈与契約」という。）が締結されることにより使用に供される。

(3)　贈与及びその利子の条件並びに贈与及びその利子の使用に関する手続は、この了解の範囲内で贈与契約によって規律される。

3　贈与については、贈与契約に定める期間内に行うことができる。ただし、当該期間は、贈与契約が効力を生じた日から二千二十七年二月二十八日までの間とする。当該期間は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の相互の同意により延長することができる。

4　贈与及びその利子は、パレスチナ自治政府行政機関により、適正に、かつ、専ら贈与契約に定める生産物又は役務であって計画の実施に必要なもの（以下それぞれ「生産物」及び「役務」という。）を購入するために及び贈与契約に定める手数料であって計画の実施に必要なものを支払うために使用される。

5　(1)　パレスチナ自治政府行政機関又はその指定する当局は、生産物又は役務を購入することを目的として、ＪＩＣＡの承認を得て、独立した、かつ、能力を有する代理人（以下「代理人」という。）が贈与契約の規定に従いパレスチナ自治政府行政機関に代わって行動するために代理人と雇用契約を締結し、又は日本国民と円貨建ての契約を締結する（この了解において、「日本国民」とは、日本国の自然人又は日本国の自然人が支配し、かつ、日本国で登録された日本国の法人をいう。）。

(2)　(1)に規定する代理人との雇用契約は、贈与及びその利子の対象として適格であることがＪＩＣＡにより書面で承認される。

(3)　(1)に規定する日本国民との円貨建ての契約は、贈与及びその利子の対象として適格であることがＪＩＣＡにより認証される。

6　贈与については、贈与契約の規定に従い、パレスチナ自治政府行政機関又はその指定する当局によって指定される日本国の銀行に開設されるパレスチナ自治政府行政機関名義の勘定に日本円で払い込むことにより、ＪＩＣＡが実施する。

7　(1)　パレスチナ自治政府行政機関は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　生産物又は役務の購入に関してパレスチナ自治区において課されることのある関税、域内税その他の財政課徴金が免除されることを確保すること。

(b)　計画の実施に当たり、環境及び社会に対する妥当な考慮を払うこと。

(c)　生産物又は役務が計画の実施のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されないことを確保すること。

(d)　計画の実施に必要な土地を確保し、及び用地の整地を行うこと。

(e)　(d)に規定する用地の外において、計画の実施に必要な配電、給水及び排水のための施設その他の付随的な施設を提供すること。

(f)　パレスチナ自治区における生産物の速やかな積卸し、通関及び域内輸送を確保すること。

(g)　計画の完了後、贈与契約に定める条件に従い、贈与及びその利子の残額をＪＩＣＡに払い戻すこと。

(h)　生産物又は役務の供給に関連してその役務が必要とされる日本国の自然人又は第三国の自然人に対し、その作業の遂行のためパレスチナ自治区への入域及び同自治区における滞在に必要な便宜を与えること。

(i)　パレスチナ自治区において計画の実施に従事する者の安全を確保すること。

(j)　計画の実施に必要な全ての経費（贈与及びその利子によって負担されるものを除く。）を負担すること。

(2)　パレスチナ自治政府行政機関は、5(1)に規定する代理人との雇用契約が締結される場合には、(1)の規定に加えて、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　代理人の雇用に関してパレスチナ自治区において課されることのある関税、域内税その他の財政課徴金が免除されることを確保すること。

(b)　生産物又は役務の供給に関連してその役務が必要とされる日本国の自然人又は第三国の自然人であって代理人が雇用するものに対し、その作業の遂行のためパレスチナ自治区への入域及び同自治区における滞在に必要な便宜を与えること。

(c)　贈与契約に定める条件に従い、代理人を通じ、ＪＩＣＡに対し、ＪＩＣＡが受け入れることができる形式で作成された書面による報告書であって6に規定する勘定に係る取引に関するものを提出すること。

(3)　パレスチナ自治政府行政機関は、要請に応じ、日本国政府に対し、計画に関する必要な情報を提供する。

(4)　パレスチナ自治政府行政機関は、生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

(5)　生産物又は役務は、パレスチナ自治区から輸出され、又は再輸出されてはならない。

8　日本国政府及びパレスチナ自治政府行政機関は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

9　この了解の実施は、パレスチナ自治政府行政機関が暫定合意に従って行使する権限及び遂行する責任の範囲内で、暫定合意に従って行われるものとする。

本使は、更に、この書簡及びＰＬＯに代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が日本国政府とＰＬＯとの間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年二月十七日にラマッラで

パレスチナ関係担当大使兼

対パレスチナ暫定自治政府

日本国政府代表事務所長

荒池克彦

パレスチナ解放機構

パレスチナ暫定自治政府のために

ワーエル・ザクート閣下

（パレスチナ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、更に、パレスチナ解放機構（以下「ＰＬＯ」という。）に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がＰＬＯと日本国政府との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年二月十七日にラマッラで

パレスチナ解放機構

パレスチナ暫定自治政府のために

ワーエル・ザクート

パレスチナ関係担当大使兼

対パレスチナ暫定自治政府

日本国政府代表事務所長

荒池克彦閣下

○農林水産省告示第千四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿南町字西條二四八三の一七、二四八三の一八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県駒ヶ根市赤穂八の六五五・八の六六九・八の六七六・八の六七七・一一の一八（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　再生可能エネルギー発電用施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢二九七五の四四（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び高山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県三好市西祖谷山村有瀬七六七の二（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字墓ケ谷二の一・二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び宇治田原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県日南市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第百五十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月二日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年七月九日及び同月十三日（予備、同月十日及び同月十四日から同月十六日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)と(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下、(ウ)と(ク)を結んだ線から北側で(イ)と(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下、(イ)と(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒

(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒

(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒

(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒

(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒

(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月二日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年七月九日及び同月十三日（予備、同月十日及び同月十四日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

自衛艦十隻

○防衛省告示第百六十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月二日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年七月九日（予備、同月十日及び同月十一日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
(イ)　北緯三一度四七分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月二日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年七月八日及び同月九日（予備、同月十日）の毎日〇五〇〇から一九〇〇まで

区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度九、一四四メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月二日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年七月八日及び同月九日（予備、同月十日）の毎日〇五〇〇から一九〇〇まで

区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度九、一四四メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○近畿地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年七月二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

その関係図面は、令和七年七月二日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
野洲市小篠原字小女六八五一番一から栗東市大橋一丁目五六二番一地先まで	前 A	一〇・七六～一三五・五〇～一八・八九	二七・一四メートル～五〇・九五メートル～四八・一五メートル	四・八〇四キロメートル～三・八一二キロメートル
	前 B	一〇・七六～一八・〇八九	二七・一四メートル～四八・一五メートル	四・八〇四キロメートル～三・八一二キロメートル
	前 C	一〇・七六～一八・〇八九	二七・一四メートル～四八・一五メートル	四・八〇四キロメートル～三・八一二キロメートル
	後 A	一〇・七六～一九一・三〇メートル	二七・一四メートル～四八・一五メートル	四・八〇四キロメートル～三・八一二キロメートル
	後 B	四〇・二六～八六・五一メートル	四七・六一メートル～四八・一五メートル	〇・五五九キロメートル～〇・五五九キロメートル
	後 C	四〇・二六～八六・五一メートル	四七・六一メートル～四八・一五メートル	〇・五五九キロメートル～〇・五五九キロメートル
栗東市大橋一丁目五六二番一地先から同市手原七丁目一七〇番一まで	前	二五・〇八～四〇・二六～	四七・六一メートル～八六・五一メートル	〇・五五九キロメートル～〇・五五九キロメートル
	後	二五・〇八～四〇・二六～	四七・六一メートル～八六・五一メートル	〇・五五九キロメートル～〇・五五九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

（注）上記A、B及びCは、関係図面に表示する区分をいう。

○近畿地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年七月二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

その関係図面は、令和七年七月二日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　八号
供用開始の区間　栗東市大橋四丁目一〇九番五から同市手原七丁目一七〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所
供用開始の期日　令和七年七月二日

○北海道開発局告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月二日

北海道開発局長　遠藤　達哉

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　栗山都市計画道路事業三・四・八号新町通
三　事業施行期間　自令和七年七月二日至令和十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　北海道夕張郡栗山町中央一丁目及び二丁目地内
使用の部分　なし

国会事項

衆議院

辞令

（総務委員会専門員兼地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別調査室長）
衆議院常任委員会専門員　阿部　哲也
（文部科学委員会専門員）同　藤井　実晃
（予算委員会専門員）同　中村　実晃
（決算行政監視委員会専門員）同　菊田　幸夫
議院事務局法第十一条の規定により本職を免ずる（各通）（六月三十日）

衆議院法制局

辞令

（第二部長）衆議院法制局参事　藤井　宏治
（第四部副部長第四部第二課長事務取扱）同　津田樹見宗
願により本職を免ずる（各通）（六月三十日）

人事異動

内閣

国務大臣　村上誠一郎
デジタル大臣平将明
帰朝につきデジタル大臣事務代理を免ずる
国務大臣　村上誠一郎
内閣府特命担当大臣平将明
帰朝につき内閣府特命担当大臣（規制改革）事務代理を免ずる（以上六月二十八日）
国務大臣　武藤容治
内閣府特命担当大臣城内実
帰朝につき内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策及び経済安全保障）事務代理を免ずる（六月二十九日）
財務事務官　陣田直也
国際復興開発銀行理事に任命する
（静岡地方裁判所判事兼静岡家庭裁判所判事・静岡簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　益子元暢
（広島高等裁判所判事・広島簡易裁判所判事）同　高宮健二
（東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　亀井直子
願に依り本官並びに兼官を免ずる（各通）（以上六月三十日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、カナダの国祭日につき、六月三十日同国総督閣下へ御祝電を発せられた。

御答電

天皇陛下から五月二十三日ヨルダン国王陛下へ発せられた御祝電に対し、六月十七日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

指定流通機構の主たる事務所の所在地の変更について

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第五十条の二の五第三項の規定に基づき指定流通機構から主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和七年七月二日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　主たる事務所の所在地を変更しようとする指定流通機構の名称　公益財団法人東日本不動産流通機構

二　主たる事務所の所在地を変更しようとする年月日　令和七年七月二十二日

三　主たる事務所の変更前の所在地　東京都千代田区鍛冶町二丁目三番二号

四　主たる事務所の変更後の所在地　東京都中央区日本橋三丁目三番十一号

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和７年７月２日

東北地方整備局長　西村　　拓

道路の種類	路線名	区　　間
一般国道	４号	宮城県柴田郡大河原町字新南60番23から同町字新青三14までの上下線
一般国道	45号	石巻市向陽町一丁目１番26から同市蛇田字東道下22番１までの上下線

国家試験

令和７年度旅行業務取扱管理者試験の公示

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の３第１項の規定による試験を次のとおり行う。

令和７年７月２日　観光庁長官　村田　茂樹

１．試験の種類
地域限定旅行業務取扱管理者試験

２．試験地
東京都及び大阪府

３．試験日
令和７年９月28日（日）

４．試験科目
試験は、次に掲げる科目について、筆記方式により行う。
⑴　旅行業法及びこれに基づく命令
⑵　旅行業約款、運送約款及び宿泊約款（航空運送に係る運送約款に関するものを除く。）
⑶　国内旅行実務
ア．本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金（航空運送に係る利用料金に関するものを除く。）
イ．本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理（本邦内の地理等に関するものを除く。）

５．受験手続
⑴　受験願書等の提出方法及び受付期間
簡易書留郵便により受験願書その他の必要書類（以下「受験願書等」という。）を提出することとし、令和７年７月２日（水）から同年７月28日（月）までの郵便消印があるものに限り受け付ける。
⑵　受験願書等提出先
観光庁参事官（旅行振興）付地域限定旅行業務取扱管理者試験係（〒100―8918　東京都千代田区霞が関二丁目１番２号）
⑶　受験手数料
ア．試験を受けようとする者は、受験願書等を提出する前に受験手数料5,500円分の収入印紙を購入し、受験願書に貼付すること。
イ．受験手数料は、受験願書等を受理した後は返還しない。
⑷　受験票の交付
受験願書等を受理した場合は受験票を交付する。

６．試験の一部免除
⑴　令和６年度地域限定旅行業務取扱管理者試験のうち「国内旅行実務」について合格点を得た者
ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち⑶の科目について、試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に令和６年度地域限定旅行業務取扱管理者試験の結果通知書（写し）を添付すること。
⑵　旅行業協会が令和６年度又は令和７年度に実施した地域限定旅行業務取扱管理者研修の修了者
ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち⑵の科目（「宿泊約款」に限る。）及び⑶の科目について、試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に令和６年度又は令和７年度地域限定旅行業務取扱管理者研修の修了証書（写し）を添付すること。

７．受験願書用紙及び受験案内
受験願書用紙及び受験案内は、観光庁のホームページからダウンロードして入手する。
なお、郵送による受験願書用紙及び受験案内の交付を希望する場合は、適宜の封筒に、返信用封筒（定形に110円分の郵便切手を貼り付け、郵便番号、送付先住所、氏名及び電話番号を明記したもの。）を封入して、観光庁参事官（旅行振興）付地域限定旅行業務取扱管理者試験係宛て請求すること。

８．合格者の発表等
合格者の発表は、令和７年11月14日（金）（予定）に、観光庁のホームページで行うとともに、受験者には文書で試験結果を通知する。

９．合格証の交付
令和７年11月14日（金）（予定）に、合格者に対して発送する。

10．その他
試験の実施については変更があり得るため、その場合は、観光庁のホームページに変更内容を掲載し、周知する。

公　　告

諸　事　項

工 場 財 団

北海道函館市富岡町一丁目２番１号**道南水力発電合同会社**の工場財団に北海道函館市双見町148番１磯谷川第二発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年７月２日　函館地方法務局八雲支局

有権者申出方

元当局所属公証人澤野芳夫の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年７月２日　　東京法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０３２号
東京都千代田区丸の内１丁目11番１号
清算株式会社　株式会社ライフェンリッチ
代表清算人　矢野　　学
１　決定年月日　令和７年６月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０３４号
東京都中央区日本橋本石町４丁目２番16号
清算株式会社　株式会社ＬＡＢＥＬ
代表清算人　小川　孝一
１　決定年月日　令和７年６月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０４４号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号
清算株式会社　ＣＨ株式会社
代表清算人　箭内　　智
１　決定年月日　令和７年６月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月二日

東京都渋谷区宇田川町三六番二号

（甲）株式会社ＮＥＶＥＲＬＡＮＤ

代表取締役　宮田　亮

東京都渋谷区宇田川町三六番二号

（乙）株式会社Ｍ．ＡＫ

代表取締役　宮田　亮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十七日

掲載頁　一七六頁（号外第一三三号）

令和七年七月二日

福岡県小郡市干潟八九二番地一

（甲）丸東産業株式会社

代表取締役　菅原　正之

福岡市東区和白丘一丁目八番二七号

（乙）丸東印刷株式会社

代表取締役　矢野　勝則

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二日

東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目八番一一号

㈱beyondS

代表社員　高橋　翼

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社サンテックとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二日

東京都東村山市野口町四丁目二三番地三

合同会社ＴＳホールディングス

代表社員　中村　政男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二日

東京都東村山市恩多町五丁目一三番地四

ＥＮＩＳＨＩ合同会社

代表社員　佐藤　碧

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月十日であり、組織変更後の商号は、アンジュール青木株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二日

東京都小平市小川町二丁目二〇二六番地の一

アンジュール青木合同会社

代表社員　青木　仁

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二日

東京都府中市浅間町四丁目二〇番地の一

ドゥメゾンＧ棟

合資会社Ｕｎｉｔｅ　Ｓｃｅｎｅ

代表社員　昆野　裕樹

組織変更公告

当社は、令和七年六月二十日総社員の同意をもって株式会社に組織変更することといたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二日

名古屋市北区楠味鋺一丁目一三二〇番地の五

合同会社スターワーク

代表社員　葛谷　光紀

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二日

熊本県熊本市東区健軍本町二七五番地

合同会社ボンド

代表社員　守田　俊博

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、組織変更後の商号は株式会社箭山酒類とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二日

大分県中津市大字万田五七二番地一

箭山酒類協同組合

代表理事　西尾　伸彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、組織変更後の商号は㈱WISTENとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二日

大分市下郡南五丁目二一二エイルマンション下郡アクティス八〇三号室

合同会社WISTEN

代表社員　藤川　一朗

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三日

掲載頁　八十二頁（号外第一三一号）

令和七年七月二日

埼玉県さいたま市緑区美園三丁目一九番二二号レ・ユノディエールＵｒａｗａＡ―〇〇三号室

株式会社アトラクションホールディングス

代表取締役　桔梗谷　学

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万九千五百十七円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月三日

掲載頁　五十九頁（号外第一二二号）

令和七年七月二日

名古屋市中村区名駅一丁目一番三号ＪＲゲートタワー二七階

ジークス株式会社

代表取締役　村上　嘉一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十四万円減少し百八十七万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二日

宮崎県宮崎市橘通東三丁目六番三号冨山ビル四階　ＴＥＧＥＮＡ　ＴＯＷＮ合同会社

代表社員　福田　好哲

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月二日

名古屋市西区則武新町三丁目二番一〇号

Ａｉｇｉ株式会社

代表取締役　渡邉　雅浩

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千二百五十五万三千円、資本準備金の額を三億二千百八十八万四百二十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月五日

掲載頁　四十八頁（号外第二八三号）

令和七年七月二日

東京都渋谷区神宮前六丁目三一番一五号

スタートバーン株式会社

代表取締役　施井　泰平

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九、三〇七、五〇〇円、資本準備金の額を四八、三〇七、五〇〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.wellnessdata.jp/finstm

令和七年七月二日

東京都千代田区九段南一丁目五番六号りそな九段ビル五Ｆ・ＫＳフロア

ウエルネスデータ株式会社

代表取締役　伊藤　哲弥

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千二百二十四万五千円、資本準備金の額を一億九千二百五十四万五千円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fundnote.co.jp

令和七年七月二日

東京都港区芝五丁目二九番二〇号クロスオフィス三田九〇九

ｆｕｎｄｎｏｔｅ株式会社

代表取締役　渡辺　克真

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年七月十七日を基準日と定め、同日正午現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年八月五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年七月二日

東京都新宿区四谷四丁目二八番地八

株式会社アンビシャス

代表取締役　安倍　徹夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月二日

埼玉県越谷市流通団地四丁目一番地四

吉川自動車運送株式会社

代表取締役　富澤　孝一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月二日

横浜市神奈川区入江一丁目三一番三〇号

東宝企業株式会社

代表取締役　前田　宝弦

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月二日

長崎市銅座町二番一五号

株式会社長崎県酒販

代表取締役　草野　浩史

株式移転につき株券等提出公告

当社は、攝津工業ホールディングス株式会社を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年八月四日までに当社にご提出下さい。

令和七年七月二日

熊本県水俣市浜松町四番一〇一号

攝津工業株式会社

代表取締役　岩本　博光

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるマークロングが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二日

東京都港区西新橋二―一三―一六町田ビルディング三階

ルックメディア日本における代表者　マーク　ロング

株式交換公告

当社（甲）は株式交換により、株式会社テラヤマ（乙、住所埼玉県川口市戸塚南二丁目一番四〇号）の発行済株式の全部を取得することにいたしましたので公告します。

この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三日

掲載頁　五十六頁（号外第一二二号）

令和七年七月二日

東京都千代田区神田和泉町一番地

ＹＫＫ　ＡＰ　ＬＡＮＤＳＣＡＰＥ株式会社

代表取締役　粟井　琢美

任意清算公告

当法人は、令和七年六月三十日をもって解散し、行政書士法第十三条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二日

沖縄県中頭郡北谷町字浜川八番地二四しまぜんビル二Ｆ―Ｂ　行政書士法人ニライ

社員　當山　孝祥

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000606/7ay6/

令和七年七月二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＡＰ　ＪＮＭＴ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

債権申出の催告（第一回）

当社規約型企業年金は、令和七年五月三十一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二日

長崎県長崎市土井首町五一〇番地二

株式会社丸金佐藤造船鉄工所

規約型確定給付企業年金清算人　山賀　勇紀